

**令和 7 年度 宜野湾市地域公共交通計画推進業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この要領は、令和 7 年度 宜野湾市地域公共交通計画推進業務委託（以下、「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務目的

本市は令和 6 年 3 月に策定した地域公共交通計画に基づき、新たな交通サービスの導入について検討を進めており、宜野湾市地域公共交通推進協議会において南地区（嘉数・真栄原・大謝名・宇地泊・真志喜・我如古）をモデル地区として選定し、AI オンデマンド交通の実証運行を行うことが了承された。

本業務は、実証運行に向けて関係機関との合意形成や運行計画等の作成を行うことを目的とする。

3 業務委託の概要

（１）委託名：令和 7 年度 宜野湾市地域公共交通計画推進業務委託

（２）発注者：宜野湾市建設部都市計画課

（３）業務概要：別紙「特記仕様書」のとおり

※特記仕様書は本プロポーザル実施時の内容であり、第 1 位受託候補者が決定した後、提案書の内容を反映し変更する可能性がある

（４）履行期間：契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 27 日まで

4 提案限度額

8,360,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 応募資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

（１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

（注）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（２） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

（３） 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号から第 2 号までに掲げる者でないこと。

（４） 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (5) 公募開始の日から契約締結までの間に、宜野湾市または他の地方公共団体において、指名競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- (6) 沖縄県内に本店若しくは支店または営業所を有する法人であること。
- (7) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）に当該業務内容と同種業務又は類似業務の実績を3件以上有する企業であること。
- 同種業務：交通サービスの実証に向けた調査・検討に関する業務（※）
- 類似業務：地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画を含む）策定に関する業務
- ※交通サービスとはデマンド交通、自家用有償旅客運送、グリーンスローモビリティ、コミュニティバス、相乗りタクシー等を言う。
- (8) 管理技術者は同種又は類似業務の実績を有するものでなければならない。
- (9) 主任担当技術者は同種又は類似業務の実績を有するものでなければならない。
- (10) 応募については、単独に限らず共同企業体を可とする。なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者（以下、「代表事業者」という。）が応募すること。
- イ 代表事業者は、上記（1）から（9）までの要件を満たす者であること。
- ウ 代表事業者以外の構成員は、（1）から（5）の要件を満たす者であること。

6 実施要領等の配布

(1) 配布方法

宜野湾市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は下記配布場所にて配布する。
郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による配布は行わない。

(2) 配布場所

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
宜野湾市 建設部 都市計画課 都市計画係（宜野湾市役所別館3階）

(3) 配布期間

令和7年6月4日（水）から令和7年6月11日（水）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日を除く）

7 申込期間及び提出書類等

応募者は、「応募申込書」及び「企画提案書等」をそれぞれの受付期間内に提出すること。

(1) 応募申込書

- ・受付期間 令和7年6月4日(水)～令和7年6月11日(水)
午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土曜日、日曜日を除く)
- ・提出方法 持参又は郵送（受付期間内必着）
- ・部数 1部

提出書類	留意事項
① 応募申請書（様式1）	・ 要押印

(2) 企画提案書等

- ・ 受付期間 令和7年6月4日(水)～令和7年6月25日(水)
午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土曜日、日曜日を除く)
- ・ 提出方法 持参又は郵送(受付期間内必着)
- ・ 部数 各10部(正1部、副9部写し可)

提出書類	留意事項
① 企画提案書(様式2)	・ 要押印
② 企業の業務実績書(様式3)	・ 業務実績(5.応募資格要件(7))に該当するものについて記載すること。なお正1部に業務実績が確認できる書類を添付すること。(TECRIS 又は契約書、仕様書等)(写し可)
③ 管理技術者の経歴等(様式4)	・ 記載した実績については、正一部に当該業務を担当した事実を示す書類を添付すること。(TECRIS 又は契約書、仕様書等)(写し可)
④ 照査技術者の経歴等(様式5)	・ 記載した実績については、正一部に当該業務を担当した事実を示す書類を添付すること。(TECRIS 又は契約書、仕様書等)(写し可)
⑤ 主任担当技術者の経歴等(様式6)	・ 記載した実績については、正一部に当該業務を担当した事実を示す書類を添付すること。(TECRIS 又は契約書、仕様書等)(写し可)
⑥ 企画提案書(任意様式)	・ 「8.企画提案書の内容」に基づいて作成すること。
⑦ 費用内訳書(任意様式)	・ 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。 ・ 費用については、本業務を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

8 企画提案書

(1) 企画提案書の内容

① 業務の実施方針

本市の地域特性、公共交通を取り巻く現状と課題を踏まえ、企画提案の基本的な考え方について記載すること。

※宜野湾市地域公共交通計画策定等支援業務委託として令和4年度に基礎調査、令和5年度に計画策定を行っており、希望があれば参考として成果品のデータを提供する。また、令和6年度宜野湾市地域公共交通推進協議会の資料をホームページに掲載しております。「10 提出先及び問合せ先」に記載する担当者まで問い合わせること。

② 業務の実施体制及び業務スケジュール

業務実施体制及び業務スケジュールについて記載すること。

③ 本業務実施に係る企画提案

特記仕様書に示す業務内容を踏まえ、令和8年度の実証運行に向けて必要な検討項目や留意事項、実現手法、その他独自の提案等について記載すること

(2) 企画提案書作成の留意事項

- ・ A4 版片面印刷とし、企画提案書 10 ページ以内(表紙等を除く)とする。
- ・ A3 版使用の場合は、A4 版 2 ページとカウントする。
- ・ 本文の文字サイズは注記等を除き、原則として 11 ポイント以上とする。
- ・ 綴じ方は長辺 2 箇所綴じとする。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問については、「質問書（様式 7）」を提出すること。
提出後、速やかに担当まで連絡し受信確認を行うこと。

(1) 受付期間：令和7年6月4日(水)～令和7年6月11日(水)

午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土曜日、日曜日を除く)

(2) 提出方法：E-mail で提出 ([E-mail : Toshi01@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:Toshi01@city.ginowan.okinawa.jp))

(3) 回答日時：令和7年6月13日(金)

(4) 回答方法：応募申請書の提出のあった全社へ E-mail で送信する。

ただし、辞退した者は除く。

10 提出先及び問合せ先

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 建設部 都市計画課（宜野湾市役所別館3階） 担当：平良、新崎

TEL:098-893-4161（直通）FAX:098-892-4449

11 辞退

応募申込後、都合により辞退を申し出る場合は、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

12 契約締結までの事務スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
応募申請期間及び質問書受付期間	令和7年6月4日(水)～令和7年6月11日(水)
企画提案書受付期間	令和7年6月4日(水)～令和7年6月25日(水)
質問に対する回答	令和7年6月13日(金)
書類審査結果の通知	令和7年6月30日(月)
プレゼンテーションの実施	令和7年7月7日(月) 予定
選定結果の通知	令和7年7月8日(火) 予定 ※「13 審査及び受託候補者の選定方法(5)選定結果の通知等」を参照
契約締結	令和7年7月中旬以降 予定

13 審査及び受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

宜野湾市職員で構成する「令和7年度 宜野湾市地域公共交通計画推進業務委託プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において受託候補者選定審査基準により審査し、受託候補者の選定を行う。なお、審査は非公開とする。

(2) 審査方法

審査にあたっては、応募者によるプレゼンテーションを実施することとし、あらかじめ開催日時を通知する。応募者多数の場合は「(3)審査項目及び審査基準」に示す第1次審査（書類審査）により5者程度を選考する。

第1次審査の結果、プレゼンテーションの日程及び場所、プレゼンテーション形式については後日通知する。

日 時	令和7年7月7日(月) 予定
場 所	宜野湾市役所 別館（3F） 第一会議室
実施方法	・プレゼンテーションは1者あたり、準備5分以内、説明20分以内、質疑10分程度とする。 ・参加人数は3名以内とする。原則として、管理技術者は出席すること。 ※やむを得ない事情により管理技術者の出席が困難な場合は事前に事務局へ連絡すること。 ・プレゼンテーションに必要な機材としてプロジェクター及びスクリーンは準備するが、その他必要な機材は各自準備すること。 ・プレゼンテーションは企画提案書に基づき行うもので、追加の資料や提案内容の変更は認めない。 ・プレゼンテーションの順番は、応募申請書の受付順とする。

審査項目及び審査基準

【第1次審査（書類審査）】

①企業の評価

- ・同種又は類似業務の実績
- ・地域精通度（本市内に本店または支店を有しているか）

②予定管理技術者の評価（同種又は類似業務の実績）

③予定主任担当技術者の評価（同種又は類似業務の実績）

④価格競争による評価（見積額により評価をする。）

【第2次審査（提案内容、プレゼンテーション）】

①業務の実施方針

（本市の特性、公共交通の課題等に関する基本認識、実施方針に基づく業務理解度）

②業務実施体制及び業務スケジュール

（業務実施体制や業務分担の的確性、業務スケジュールの実現性）

③本業務実施に係る企画提案（的確性、独創性、実現性、専門性）

④取組姿勢（説明のわかりやすさ、意欲が感じられるか）

⑤応答の的確性（質疑への対応が迅速で的確か）

（3）選定方法

- ①各委員が第2次審査項目に示す項目ごとに採点し、1次審査との合計点が高い順に順位をつけ、1位とされた数が最も多い者を第1順位受託候補者とする。
- ②上記①において1位とされた者が同数であった場合、第1次審査と第2次審査の合計点が高い者を第1順位受託候補者とする。
- ③上記②において第1次審査と第2次審査の合計点が同点であった場合、順位を2位とした委員の数が最も多い者を受託候補者とする。
- ④上記③において2位とされた者が同数であった場合、選定委員会において協議を行い、第1順位受託候補者を選定する。
- ⑤上記①～④にかかわらず、第2次審査の平均点が60%以上の評価を得られない場合は、選定しない。
- ⑥応募申請者が1者の場合においてもプレゼンテーションを実施し、本業務委託を遂行し完了する能力があると選定委員会において判断した場合、当応募申請者を本業務委託に係る受託候補者とする。

（4）選定結果の通知等

受託候補者選定後、速やかに文書等にて通知する。選定内容については公表しないものとし、選定結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

14 委託契約

選定委員会において選定された第1順位者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。ただし、宜野湾市と第1順位者との間で、委託内容の協議が合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者と協議し、合意の上、委託契約を行う。

15 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期間を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 4. 提案上限額に定める金額を超えて見積書を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (5) 契約締結または履行することが困難と認められる場合

16 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 企画提案書は、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部を求めるものではない。実施要領に記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- (3) 企画提案書作成のために市から提供された全ての書類は、他に使用してはならない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載がある場合、提出された書類を無効とし審査の対象から除外する。
- (5) 提出書類の作成及び提出に要する諸費用は、全て応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (6) 参加を辞退したものが、これを理由として以後の選定等について不利益な扱いを受けるとはならない。
- (7) 第1位受託候補者の決定後、契約締結までの間に契約候補者が5に規定する応募資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 提案者は書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (9) 提出された企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。ただし、本市が本プロポーザルの審査又は議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を無償で行うことができる。
- (10) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。

17 担当部局

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 建設部 都市計画課 都市計画係（宜野湾市役所別館3階）

担当：平良、新崎 TEL:098-893-4161（直通） FAX:098-892-4449

18 企画提案書の評価項目及び判断基準

企業及び予定管理技術者等の採点基準（事務局採点）

評価項目		評価の着目点	判断基準	配点
企業の評価	業務実績	過去 5 年間の同種又は類似業務の実績 評価は 3 件までとする。	① 同種業務の実績がある。(1 件につき 2 点)	6
			② 類似業務の実績がある。(1 件につき 1 点)	
			③ 上記以外は、参加資格要件なし。	-
		同種業務：交通サービスの導入に関する業務（※1） 類似業務：地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画を含む）策定に関する業務		
	市内企業	宜野湾市内に本店、支店を有しているか	① 市内に本店がある。	3
			② 市内に支店、営業所がある。	1
				-
予定管理技術者の評価	業務実績	同種又は類似業務の実績 評価は 3 件までとする。	① 同種業務の実績がある。(1 件につき 3 点)	9
			② 類似業務の実績がある。(1 件につき 1 点)	
			③ 上記以外は、参加資格要件なし。	-
予定主任担当技術者の評価	業務実績	同種又は類似業務の実績 評価は 3 件までとする。	① 同種業務の実績がある。(1 件につき 3 点)	9
			② 類似業務の実績がある。(1 件につき 1 点)	
			③ 上記以外は、参加資格要件なし。	-
価格競争による評価			見積額に縮減がみられるか。 ① 10%以上～20%未満の縮減 （7,524,000 円～6,688,000 円） ② 5%以上～10%未満の縮減 （7,942,000 円～7,524,001 円） ③ 5%未満の縮減 （8,359,999 円～7,942,001 円） ④ 上記以外	① 3 点 ② 2 点 ③ 1 点 ④ 0 点
合計				30

※1 交通サービスとはデマンド交通、自家用有償旅客運送、グリーンスローモビリティ、コミュニティバス、相乗りタクシー等を言う

企画提案書の評価基準（評価委員採点）

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
業務の実施方針	業務の基本認識	本市の地域特性、公共交通に関する現状と課題等を十分に把握できているかを評価する。	5
	業務の理解度	業務の基本認識に基づき、目的・条件・内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	5
実施体制及びスケジュール	業務実施体制	業務を遂行するにあたり、適切に技術者が配置され、様々な内容を検討する体制がとられている場合に優位に評価する。	7
	業務スケジュール	業務スケジュールの実現性や業務手順の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	7
本業務実施に係る企画提案	的確性	検討項目、検討内容、手法等についての的確で具体的な提案が行われている場合に優位に評価する。	8
	独創性	検討調査にあたり、仕様書には含まれていない新しい提案がある場合に優位に評価する。	8
	実現性	提案された内容について実現性が高い場合に優位に評価する。	8
	専門性	高度な知見や専門性の高い提案が行われる場合に優位に評価する。	8
プレゼンテーション	取組姿勢	説明が明確でわかりやすく、業務全般に関する理解度も高く、取組み意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	7
	応答の的確性	質問に対する応答が的確で、迅速な場合に優位に評価する。	7
合計			70